

## ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る

## 水質基準に関する省令等の改正について（案）

## 1. 概要

水質基準等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）において了承された、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準等の見直しの方向性を踏まえ、次のとおり関係する省令等を改正する。

## （1）水質基準の改正について

平成 26 年 7 月 30 日付けで食品安全委員会に対し、水道により供給される水の水質基準を改正すること（ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸）について意見を求め、平成 26 年 10 月 7 日付けで食品安全委員会より食品健康影響評価について通知された（参考 1）。これに基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を表 1 のとおり改正する。

なお、クロロ酢酸についても併せて食品安全委員会より食品健康影響評価について通知されたが（TDI=3.5  $\mu$ g/kg 体重/日）、第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）での審議時と同値であり、対応方針（現行値どおり 0.02mg/L を維持すること）に変更はない。

表 1 ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準の改正案

項目	現行基準値	新基準値
ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下
トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下	0.03mg/L 以下

## （2）水質管理目標設定項目に係る改正について

水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質（「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」及び「オキシシン銅（有機銅）」）について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年健発第 1010004 号）を表 2 のとおり改正する。

表 2 フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の目標値の見直し案

項目	現行目標値	新目標値
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.1mg/L 以下	0.08mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下

## 2. 意見募集の実施

水質基準の改正及び水質管理目標設定項目の見直しについて意見募集を行ったところ、「水質基準に関する省令の一部改正案に関する意見の募集について」に対し1件、「水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見の募集について」に対し1件の意見の提出があった。詳細については、別紙に示すとおり。

## 3. 今後の予定

1（1）に掲げる省令及び（2）に掲げる通知の改正を行い、いずれも平成27年4月1日から施行する。



府 食 第 7 7 5 号  
平成 2 6 年 1 0 月 7 日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会  
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 2 6 年 7 月 3 0 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 健 第 0 7 3 0 第 4 号 を も っ て 貴 省 か ら 当 委 員 会 に 意 見 を 求 め ら れ た、水 道 に よ り 供 給 さ れ る 水 の 水 質 基 準 改 正 に 係 る 食 品 健 康 影 響 評 価（ジ ク ロ ロ 酢 酸 及 び ト リ ク ロ ロ 酢 酸）の 結 果 は 下 記 の と お り で す の で、食 品 安 全 基 本 法（平 成 1 5 年 法 律 第 4 8 号）第 2 3 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 通 知 し ま す。な お、食 品 健 康 影 響 評 価 の 詳 細 は 別 添 の と お り で す。

な お、併 せ て 関 連 物 質 で あ る ク ロ ロ 酢 酸 に つ い て も 審 議 を 行 っ た の で 別 添 の と お り 報 告 し ま す。

記

ク ロ ロ 酢 酸：耐 容 一 日 摂 取 量 を 3.5  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体 重 / 日 と 設 定 す る。

ジ ク ロ ロ 酢 酸：非 発 がん 毒 性 を 指 標 と し た 場 合 の 耐 容 一 日 摂 取 量 を 12.5  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体 重 / 日、  
発 がん 性 を 指 標 と し た 場 合 の 耐 容 一 日 摂 取 量 を 12.9  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体 重 / 日、  
発 がん ユ ニ ッ ト リ ス ク を  $7.8 \times 10^{-3}$  / ( $\text{mg}/\text{kg}$  体 重 / 日) と す る。

ト リ ク ロ ロ 酢 酸：耐 容 一 日 摂 取 量 を 6  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体 重 / 日 と 設 定 す る。



## 水質基準に関する省令の一部改正案及び水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見募集の結果とその対応について（案）

### 1. 意見募集の実施

内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価及び第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）における審議結果に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準値を改正すること及び健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年健発第 1010004 号）の水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質（「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」及び「オキシシン銅（有機銅）」）について、それぞれ目標値を見直すことについて、平成 26 年 10 月 17 日から 11 月 17 日までの間、意見募集を行った。

### 2. 寄せられた意見数

水質基準に関する省令の一部改正案について 1 件、水質管理目標設定項目の見直し案について 1 件の意見が提出がされた。

### 3. 意見に対する考え方

それぞれの意見に対する考え方を、水質基準に関する省令の一部改正案に対する意見を別表 1 に、水質管理目標設定項目の見直し案に対する意見を別表 2 に整理した。

## 水質基準に関する省令の一部改正案に対する意見と、意見に対する考え方（案）

番号	大分類	意見要旨（件数）	意見に対する考え方（案）
1	検査法	<p>ハロ酢酸測定を LC/MS/MS 法で行う場合、告示に示されたトリクロロ酢酸のプリカーサーイオン（161, 207）とプロダクトイオン（117）では十分な感度が得られないが、プリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を使用することで、感度が十分に得られ、同時測定している他の 2 項目についても良好な結果を得ることができる。</p> <p>トリクロロ酢酸のプリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を追加していただくか、妥当性評価の結果が問題なければどのイオンを使用してもいいように告示の内容を変更して頂きたい。（1 件）</p>	<p>今回の意見募集の直接の対象ではありません。</p> <p>なお、別表第 17 の 2 表 1 のモニターイオンの例は、提案検査法の審査において確認されたモニターイオンを例として示したもので、検査機関において、妥当性が確認されたモニターイオンを使用することは差し支えありません。</p>

## 別表 2

### 水質管理目標設定項目の見直し案に対する意見と、意見に対する当省の考え方（案）

番号	大分類	意見要旨（件数）	意見に対する考え方（案）
1	目標値	<p>厚生科学審議会生活環境水道部会資料では、農薬類の新評価値の算出において、1日2L摂取、体重50kgと設定しているが、もっと多く水道水を摂取する人、もっと体重が軽い人は、それほど珍しくないので、設定を変えて算出し直すか、または少なくとも1日2L摂取、体重50kgという設定の根拠を示すべきではないか。</p> <p style="text-align: center;">（1件）</p>	<p>一日当たりの水摂取量及び消費者の体重は両方とも変動することから、評価値を決定するためにはいくつかの仮定を適用する必要がある、1日に飲用する水の量2リットル、人の体重50kgの条件のもとで評価値を算出しているものです。</p> <p>これは、WHO等が飲料水の基準設定にあたって広く採用している方法を基本としています。</p> <p>なお、体重については、平成26年度第1回水質基準逐次改正検討会資料4をご参照ください。（別添 参考）</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000052189.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000052189.pdf</a></p>

## 曝露評価に用いる体重について

### 1. 検討の背景

平成26年2月20日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、農薬等の曝露評価に用いる平均体重を、53.3kgから国民平均：55.1 kg、高齢者（65 歳以上）：56.1 kg、妊婦：58.5 kg、小児（1～6 歳）：16.5 kg に変更する旨の報告がなされ、3月18日の同部会から、新しい平均体重を用いて曝露評価を行っている。それにあわせる形で、食品安全委員会でも食品健康影響評価に用いる体重を原則として統一することとしている。

### 2. 水道における評価値の算出方法

評価値の算定に当たっては、WHO等が飲料水の水質基準設定に当たって広く採用している方法を基本とし、食物、空気等他の曝露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基として設定している。

具体的には、閾値があると考えられる物質については、基本的には

・1日に飲用する水の量を2L

・人の平均体重を50kg（WHOでは60kg）

・水道水由来の曝露割合として、TDIの10%（消毒副生成物は20%）を割り当てとする条件の下で、対象物質の1日曝露量がTDIを超えないように評価値を算出している。ただし、物質によっては異なる曝露シナリオを用いている場合がある。

一方、閾値がないと考えられる物質については、VSD又はリスク評価をもとに評価値を設定している。

### 3. 今後の方針（案）

評価値を算出するための曝露評価に用いる体重については、下記の理由から現状の50kgを維持することとしたい。

- ① 他の定数（摂取量、寄与率）はそれほど精緻にとられていない。
- ② もともとリスク評価は、有効1桁程度の精度で運用している。
- ③ 現在用いている50kgについては、安全側の評価となっている。

ただし、今後食品健康影響評価に用いる平均体重が更に変化していく場合には、再度検討の場を設け、曝露評価に用いる体重を検討していくこととしたい。